

大阪市への情報公開請求

昨日 8 日、大阪府市 IR 推進局から写真の「決定期間延長通知書」が届いた。じつは 1 月 22 日に知人に教えてもらい、初めて大阪市に情報公開請求した。夢洲の IR カジノ誘致について不透明なことが多く、とにかく真相を確かめたかったからだ。

公文書の件名は下記の通りである。

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業募集要項の令和 3 年 3 月 19 日修正版の作成経緯、決定した会議、修正内容のすべての情報。とりわけ募集要項修正版 11 ページの「本事業における費用負担(2)大阪市有地の使用に係る費用」に関する情報を入手したい。」

条例による決定期間は 2 月 7 日までだが、通知書によると 3 月 9 日までとなる。延長の理由は「公開請求に係る公文書については、その内容が複雑であるため、大阪市情報公開条例第 7 条各号の適用判断に相当の検討を要し、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため」と書かれている。

電話で 1 ヶ月も情報公開が遅れると、10 日から始まる市会の議論に間に合わない。重要な情報が開示されないまま、IR カジノ計画案が一方向的に採決されてしまうのではないかと抗議した。担当者によると、3 月 9 日というのは最大の延長期間であり、公開可能な公文書は準備でき次第、送付するとのことであった。

この間の経過を振り返ってみよう。昨年 12 月 21 日の大阪市戦略会議で、夢洲の IR 用地の土地改良に大阪市が 790 億円負担することが決まった。松井市長らは IR カジノに公費負担しないと公言してきたが、大阪市がなぜ負担することになったのか。年末の毎日新聞の報道では、昨年 6 月の「幹部会議」のやり取りが紹介されていたが、その前 2 月 12 日に開催された戦略会議に注目した。その会議要旨に「土地契約関係等の事業条件を修正・追加した実施方針（修正案）を決定した」と書かれていた。昨日レポートしたように、議論内容は先日 3 日に公開された。

この決定をもとに、3 月 19 日に IR カジノ設置運営業者募集要項の修正版が公表された。実施方針（修正案）で決定した土地契約の事業条件について、11 ページに「なお書き」部分が追加された。IR カジノ用地の土地改良に必要な対策について、「大阪市が当該増加負担のうち妥当と認める額を負担するものとする」、「詳細については、事業条件書等において示す」とされたのである。問題はなぜ 2 月 12 日の戦略会議で、大阪府が IR カジノ用地の土地改良に異例の負担することを決めたかである。当時、MGM 日本法人・オリックスと協議が続けられており、何らかの「圧力」があったのではないか。それが知りたく情報公開請求したが、決定期間延長通知書が届いた。さて、どうするか。

(2022 年 2 月 9 日)

